

庄原市介護職員研修受講費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護事業所等に就労し、介護職員研修を受講又は資格試験等を受験した者に対し、予算の範囲内で庄原市介護職員研修受講費等補助金(以下「補助金」という。)を交付し、介護人材の質の向上、確保及び定着を図るため、当該補助金の交付に関し、庄原市補助金交付規則(平成17年庄原市規則第46号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「研修」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 初任者研修 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程
- (2) 実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を習得させることを目的とした研修
- (3) 介護支援専門員実務研修 介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者に行う、法施行規則第113条の4に規定する介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術を習得させることを目的とした研修
- (4) 介護支援専門員更新研修 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第69条の8第2項に規定する介護支援専門員証の更新を受けようとする介護支援専門員を対象とした研修
- (5) 介護支援専門員再研修 法施行規則第113条の16に規定する法第69条の7第2項の厚生労働省令で定めるところにより行う研修で、介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術を習得させることを目的とした研修
- (6) 主任介護支援専門員研修 法施行規則第140条の68第1項第1号に規定する介護支援専門員を対象とした研修
- (7) 主任介護支援専門員更新研修 法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する介護支援専門員を対象とした研修

2 この要綱において「試験」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 介護福祉士試験 社会福祉士及び介護福祉士法第40条に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能試験

(2) 介護支援専門員実務研修受講試験 法施行規則第113条の3に規定する介護支援専門員の業務に関し、基礎知識及び技術を有することを確認することを目的とした試験

3 この要綱において「介護事業所等」とは、法に規定する介護給付サービス、予防給付サービス及び介護予防・生活支援サービス事業を行う市内の事業所及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設及び有料老人ホームをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けすることができる者（以下「補助対象者」という。）は、第5条の規定により交付申請を行う日において、市内に住所を有し、かつ、市内の介護事業所等で就労している者（介護事業所等と雇用契約を締結し、介護事業所等に雇い入れられた者をいう。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 令和3年4月1日以降に研修を修了し、研修を修了した日（以下「研修修了日」という。）において介護事業所等で就労しており、研修修了日の翌日から起算して就労期間が3月を経過している者

(2) 令和3年4月1日以降に試験を受け、試験を受けた日（以下「受験日」という。）において介護事業所等で就労しており、受験日の翌日から起算して就労期間が3月を経過している者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする本人又は同一世帯員が市税及びこれらに附帯する延滞金を滞納しているときは、当該本人を補助対象者としなない。

（補助対象経費等）

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額等は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付は、同一年度内において、同一の研修又は試験につき1回限りとする。

3 第1項の規定にかかわらず、国、県その他の機関から別表に掲げる補助対象経費に関し補助金等の交付を受けているときは、その額を補助金の額から控除する。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、庄原市介護職員研修受講費等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 研修修了証明書の写し

(2) 受講費用等に係る領収書の写し

2 前項に定める交付申請の期間は、研修修了日又は受験日の翌日から起算して6月が経過する日の前日までとする。

3 第1項に定める申請手続については、庄原市補助金交付規則第6条第1項中「額を決定し、交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。」とあるのは「交付を決定し、及び交付額を確定する。」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは庄原市介護職員研修受講費等補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことを決定したときは庄原市介護職員研修受講費等補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、庄原市介護職員研修受講費等補助金交付請求書(様式第4号)により市長に請求しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、第2条第1号及び第2号に定める研修を受講した者で、施行日以後に第5条の規定による申請を行うこととなるものに係る第3条第1号の規定については、同号中「令和3年4月1日」とあるのは、「令和2年4月1日」と読み替えて適用するものとする。

別表(第4条関係)

研修及び試験の区分	補助対象経費	補助金の額
第2条第1項第1号に定める研修	研修に係る受講費用(受講料、実習費及び研修に使用するテキスト代)	左欄に掲げる補助対象経費の2分の1以内の額とし、3万円を限度とする。
第2条第1項第2号に定める研修	研修に係る受講費用(受講料、実習費及び研修に使用するテキスト代)	左欄に掲げる補助対象経費の2分の1以内の額とし、5万円を限度とする。

第2条第1項第3号から第7号までに定める研修	研修に係る受講費用（受講料、実習費及び研修に使用するテキスト代）	左欄に掲げる補助対象経費の10分の10以内の額とし、1万円を限度とする。
第2条第2項第1号及び第2号に定める試験	試験に係る費用（受験手数料）	左欄に掲げる補助対象経費の10分の10以内の額とし、1万円を限度とする。

備考 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

様式（省略）